こ発第704号
令和3年10月1日

市内障がい児福祉サービス事業所　各位

福岡市こども未来局こども発達支援課長

新型コロナウイルス感染症に関する障がい児福祉サービス事業所等の対応について（その2）（通知）

日頃より、障がい児福祉行政にご理解、ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止に留意し、各事業所等の運営に努めていただき、厚くお礼申し上げます。

これまで通知等においてお示ししている新型コロナウイルス感染症に関連する取扱いについて、これまでの取扱いを踏まえたうえで、下記のとおり、再整理しております。各事業所におかれましては、再度確認のうえ、必要な対応を行っていただきますようお願いいたします。**（朱書き部分が追記した内容になります。）**

記

1　新型コロナウイルス感染症 PCR 検査の受検に係る報告について

障がい児福祉サービス事業所等の従業員もしくは利用者がPCR検査を受検することとなった場合には，速やかに下記の報告先へお電話・メール等いただきますようお願いします。

あわせて，別紙「新型コロナウイルス感染症 PCR 検査の受検に係る報告について」により，報告をお願いします。なお，PCR検査の結果が判明していない場合は，判明次第，追加報告をお願いします。

また，従業員もしくは利用者がPCR検査を受検することになった場合の対応につきましては，保健所の指導に従うとともに，別紙「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」等を参考に，引き続き感染症対策の再徹底をお願いします。

【報告先】 福岡市こども未来局こども部こども発達支援課　事業所指定・指導係

電　話：092－711－4178

事業者指定専用メールアドレス: syougaiji-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp

事業所は、以下の状況を確認した場合には、**事業所の各利用者の保護者に対して状況の報告（休業の有無等）及び体調の変化等の確認をお願いします。**

（1） 利用者及び従業員の感染を確認した場合

（2） 利用者及び従業員が濃厚接触者に該当し、PCR検査を受検する場合

（3） 利用者及び従業員の学校や習い事，勤務先などで感染者が確認され，濃厚接触者ではないが、保健所の指示により検査をする場合

（4） 利用者及び従業員の家族が陽性となった場合

※ここでいう『利用者及び従業員』とは直近 2 週間に利用（勤務）している利用者及び従業員とします。

利用者から PCR 検査の受検報告及び上記（1）～（4）の報告があった場合には、当該利用者に対して、学校、併用先の障がい児通所支援事業所、その他障がい福祉サービス事業所等関係機関にも報告するよう依頼してください。

2 障がい児通所支援事業所における代替サービスの利用について

（対象者要件）

〇医療的ケアを必要としている，基礎疾患等があり，感染リスクが高い等の理由により，学校を休むなど，外出を控えている児童から，通所を控えつつ居宅等での支援について要望があった場合

〇新型コロナウイルス感染症に伴う出席停止や休校・学級閉鎖の対象となり、感染防止の観点から、通所利用の自粛をお願いしている利用者から、居宅等での支援について要望があった場合

※1 代替サービスの提供にあたっては，利用者の保護者に対し，サービスの内容及び利用者負担について説明を行い，同意を得たうえで実施すること。

※2 支援については不要と保護者の意向がある場合については，サービス提供とはみなされませんので，事業所からの一方的な支援にならないように留意すること。

（必要な手続き）

① 「代替サービスの提供」を実施する場合は，事前に福岡市役所こども未来局こども発達支援課宛に別紙「代替サービス支援計画」を提出すること。
※既に代替サービス支援計画を提出されている事業所については、不要。

計画の作成にあたっては，こどもの発達に応じて必要となる基本的日常生活活動動作や自立生活を支援するための活動等，通常提供しているサービスを参考に，保護者や児童との個別のやりとりの実施（家庭で行える代替措置としての本人支援や課題の提供，また，保護者に対する児童へ提供した課題等への対応方法の伝達等）について具体的に記載すること。

② 上記の対象者要件に該当し，代替サービスの提供を行う場合には，事前にこども未来局こども発達支援課宛に電子メールにて別紙「代替サービスの提供対象者に関する届出」の届出を行い、協議すること。

③ サービス提供実績記録票について，代替サービスを提供した日については、備考欄に「代替サービス」と記載すること。

<u>※事前に①，②の届出がない場合は，報酬請求の対象外となります。</u>

（その他の留意事項）

・実際の支援の提供にあたっては，以下の項目を満たすこと

☐ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認

☐ 児童の健康管理

☐ 今般の状況が落ち着いた後，スムーズに通所を再開できるようなサポート

☐ **市に届出した「代替サービス支援計画」における支援内容の実施**

・「代替サービスの提供」を実施した場合には，別紙「代替サービス実施記録」を参考にして，支援の記録を残すこと。

3　学校の学級閉鎖・学校閉鎖・休校・オンライン授業に関する取扱い

＜放課後等デイサービスのみ＞

（学級閉鎖・学校閉鎖・休校について）

新型コロナウイルス感染症に伴う出席停止や休校・学級閉鎖期間における児童生徒の**放課後等デイサービスの利用は、感染防止の観点から、自粛していただくよう保護者等へ説明すること。**なお、出席停止や休校・学級閉鎖の対象となった児童が学びの継続として、オンライン授業及びオンデマンド学習が実施される場合も同様とする。

出席停止や休校・学校閉鎖期間については、別紙「新型コロナウイルス感染症に関する児童生徒の出席停止や学校の休校期間について」をご確認ください。なお、内容が更新される場合がありますので、適宜、福岡市教育委員会のホームページのご確認をお願いします。

＜参考＞福岡市教育委員会ホームページ

https://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/kenko_k/ed/kyuko_1218.html

（オンライン授業について）

基礎疾患や感染不安で登校できない児童が状況に応じて家庭からのオンライン授業を希望されている場合（上記の出席停止や休校・学級閉鎖の対象となった児童が学びの継続として、オンライン授業及びオンデマンド学習が実施される場合を除く）、に，オンライン授業終了後に放課後等デイサービスの利用を希望されている場合は，**通常の登校日等と同様に授業終了後に受け入れすること。**このとき，事業所の通常のサービス利用開始時間から，受け入れをするとし，**報酬単価については、授業終了後に利用する場合の報酬単価を適用すること。**

（代休日を設けない土曜授業について）

〇平日の授業同様に、出席扱いとなる土曜日授業の場合

授業形態（通常授業・短縮授業・オンライン授業）を問わず、通常の登校日等と同様に授業終了後に受け入れし、報酬単価については、授業終了後に利用する場合の報酬単価を適用すること。

〇出席扱いとならず、参加が任意である土曜日授業の場合

授業に参加する場合には授業終了後に受け入れ、授業に参加しない場合には通常の学校休業日と同様の時間帯から受け入れし、報酬単価については、それぞれ学校休業日の報酬単価を適用すること。

（時差登校（下校）について）

福岡市立の小・中学校（**特別支援学校を除く（※）**）については，新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みとして，時差登校を実施しているため，**時差登校により，事業所の通常の授業の終了後のサービス利用開始時間より前から利用する障がい児については，学校休業日の利用に該当するものとして，学校休業日の報酬を適用する。**なお，本取り扱いは**令和3年9月サービス提供分から適用**します。詳細な内容については，以下のとおり。

（※）福岡市立の特別支援学校については，令和3年9月 30 日時点で，時差登校は実施していないため，本取り扱いの対象外となります。今後，感染状況に応じて，時差登校が実施された場合は，小・中学校の取り扱いに準ずるとします。

Aさん	事業所の通常のサービス提供開始時間より，早くサービスの提供を開始しているため，学校休業日の単価を適用。
Bさん	事業所の通常のサービス提供開始時間より，早くサービスの提供を開始しているわけではないため，授業終業後の単価を適用。
Cさん	事業所の通常のサービス提供開始時間より，早くサービスの提供を開始しているわけではないため，授業終業後の単価を適用。

（分散登校について）

福岡市立の小・中学校・特別支援学校について，令和 3 年 9 月 30 日時点で，分散登校は実施されておりませんが，今後，感染状況に応じて，分散登校が実施された場合や、福岡市立以外の小・中学校・特別支援学校については分散登校が実施されている場合があるため、その場合は以下の取扱いとします。

登校日を分散する場合の分散登校について

	分散登校に合わせて、時差登校・短縮授業が実施され、事業所の通常の授業の終了後の利用開始時間**より前から**利用する障がい児	事業所の通常の授業の終了後の利用開始時間**から**利用する障がい児
登校日の児童	学校休業日の単価	授業終了後の単価

	事業所の通常の授業の終了後の利用開始時間**より前から**利用する障がい児	事業所の通常の授業の終了後の利用開始時間**から**利用する障がい児
登校日でない児童	学校休業日の単価	授業終了後の単価

午前・午後に分散する場合の分散登校について

	分散登校に合わせて、時差登校・短縮授業が実施され、事業所の通常の授業の終了後の利用開始時間**より前から**利用する障がい児	事業所の通常の授業の終了後の利用開始時間**から**利用する障がい児
午前に授業を受ける児童	学校休業日の単価	授業終了後の単価
午後に授業を受ける児童	学校休業日の単価	授業終了後の単価

※なお、分散登校において、登校日でない児童にオンライン授業が実施される場合、また、午前に授業を受ける児童に午後にオンライン授業が実施される場合は、**オンライン授業の取扱いに準ずるとします。**

（短縮授業について）

福岡市立の小・中学校・特別支援学校について，令和 3 年 9 月 30 日時点で，短縮授業は実施されておりませんが，今後，感染状況に応じて，短縮授業が実施された場合や、福岡市立以外の小・中学校・特別支援学校については短縮授業が実施されている場合があるため、**その場合は、時差登校の取扱いに準ずるとします。**

【問い合わせ先】
〒810-8620　福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号
福岡市こども未来局　こども部　こども発達支援課　事業所指定・指導係
（TEL)092－711－4178，(FAX)092－733－5534
事業者指定専用アドレス: syougaiji-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp